

情報処理安全確保支援士徽章利用規約

(目的)

第1条 この利用規約は、情報処理安全確保支援士徽章（以下「徽章」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(制式)

第2条 徽章の制式は、別表のとおりとする。

(貸与)

第3条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）に対して、徽章を貸与手数料2,970円（税込）で有償貸与する。貸与を希望する支援士は、情報処理安全確保支援士徽章貸与申請書（新規）によりIPA宛申請しなければならない。また、徽章の貸与を受けた支援士（以下「被貸与者」という。）は、徽章を適切に管理しなければならない。

(再貸与)

第4条 被貸与者は、次の各号に該当する場合には、情報処理安全確保支援士徽章再貸与申請書によりIPAに申請して再貸与を受けることができる。なお、その際の再貸与手数料は、2,970円（税込）とする。

- (1) 紛失したとき
- (2) 汚損したとき
- (3) 破損したとき

(納品時不良品の交換)

第5条 納品時、徽章に何らかの不良がある場合、被貸与者は徽章を受け取った日から30日以内に限り徽章の交換を無償で申請することができる。

(返還)

第6条 被貸与者は、支援士の資格を喪失した場合には、すみやかに徽章をIPAに返還しなければならない。

(返金)

第7条 貸与に伴ってIPAに支払った貸与手数料及び再貸与手数料は如何なる場合も返還しない。

(貸与等の禁止)

第8条 被貸与者は、他人に徽章を貸与、もしくは譲渡してはならない。

(免責)

第9条 IPAは、被貸与者が徽章を利用することに起因する法的トラブルについて、一切関知せず、また一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、IPAが別に定める。

附則

この利用規約は、2020年10月1日より適用する。

別表（第2条関係） 制式

形状	次の図面の通りとする。また、適宜着衣に装着する装置を裏面に配するものとする。 
裏面	識別番号を刻する。